

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第14回）

1 日時

令和3年6月23日（水）10：00～11：20

2 場所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員
（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、青木金融庁総合政策局総合政策課フィンテック室係長、
（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括官室審議官、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

- 資料 14-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ（案）に対して提出された意見及びその意見に対する考え方（案）
資料 14-2 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ（案）
資料 14-3 eシールに係る指針（案）に対して提出された意見及びその意見に対する考え方（案）
資料 14-4 eシールに係る指針（案）
参考資料 14-1 包括的データ戦略の概要（非公開）
参考資料 14-2 包括的データ戦略
参考資料 14-3 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第13回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

① 事務局説明

事務局から資料 14-1、資料 14-2、資料 14-3、資料 14-4 について

て説明があった。

② 意見交換

主な意見は以下のとおり。

新井構成員：資料 14-4 の見開き部分について、「本指針は、e シールに係る認定基準の策定にあたり」と記載されているが、e シール自体に対する認定があるように読めるため、表現を改められないか。

e シールに係る指針は e シールの概念を定義することでその信頼性を担保するためのものだと考えているが、現在の記載だと e シールを行う際の基準などのように捉えられるおそれがある。

事務局：見開き部分に追記をしたのは e シールに係る指針に記載された基準がそのまま e シールに関する制度の基準として使われると誤解しているような意見があったため。e シールに係る指針は、e シールの定義やレベル別の要素、証明書に含まれる要素、HSM の基準など、e シールの制度を運営する際に不可欠な要素について記載しているということが伝わりやすい表現に改める。

高村参事官：見開き部分の記載を厳密に書くと、「本指針は、今後、e シールの認定基準を策定しようとする者がいたときに、基本的な考え方の参考としてもらうことを目的としたものである」という、投げやりな表現になってしまうため、e シールに係る指針が誰に読まれることを想定しているのかについては言及しない文章にしている。

一方、新井構成員の指摘のとおり本検討会においては、e シールに係る指針について、基準を検討するための指針ではなく、基準を策定するための指針として議論をいただいております。また組織が発行するデータの信頼性を確保する制度の、「制度」とはどのようなものかについて留保して検討していただいております。これらの点を正確に表現するならば、e シールに係る指針はその「制度」を策定する者に向けて作ったと書くのが正しいが、違和感のある表現になってしまう。

いずれにせよこの場で表現を決めることは難しいため、別途手塚座長と事務局で相談し、追って構成員の皆様のご了承を賜りたい。

新井構成員：高村参事官の意見はそのとおりだが、見開き部分の文頭の「e シールに係る認定基準」という表現が、e シールを行うこと自体に対する認定基準のような書き方になっていることだけが気になっている。

高村参事官：e シールのための電子証明書に関する基準を考えてきたにも関わらず、行われた e シールに対する基準のように読めるということに

ついてご指摘いただいていると理解した。その観点も含めて別途検討したうえで結果をお知らせしたい。

③ 包括的データ戦略について

参考資料 14-1、参考資料 14-2 について、手塚座長から説明があった。

④ 各構成員からのコメント

最終回につき、各構成員からコメントをいただいた。コメントは次のとおり。

新井構成員：本検討会において、e シールに係る指針が取りまとめられ、また参考資料 14-2 の 14 ページの、発行元証明に関して方向性が整理されたことは大きな意義がある。

今後はおそらく e シールだけではなく、手塚座長から説明のあったようなトラスト基盤の創設に向けて取り組むことになると思うが、今後も検討が行われて、2020 年代早期のうちに安心・安全なるサイバー空間の利用に資するものとして制度化されてほしい。

e シールを制度化するにあたっては、e シールの基準が甘いために信頼性を担保しきれないという意見と、基準が厳しすぎるために費用対効果を見込めず使いにくいという意見の両方が出てくると考えられるため、柔軟でバランスがとれた制度になることを期待しており、そのような制度になるようにデジタル庁につなげてもらいたい。

伊地知構成員：これまでトラストサービスの基盤となる枠組みの中で必要な機能を担う取組について検討したいと述べてきたが、e シールについても、必要があれば日本データ通信協会が民間制度の担い手となることも視野に入れたい。

e シールに係る指針によって、e シールの要件などが明確になったが、具体的な制度のあり方については今後も詳細な検討が必要。今後、デジタル庁を司令塔とした取組の中で議論が深められ、制度化が進んでいくことに期待している。

岡田構成員：資料 14-2 については、各方面の専門家による意見が集約された、充実した取りまとめ案になっていると感じている。これをきっかけに、e シールの制度化のみならず政府や日本全体のデジタル化が進むことに期待しており、その中で法や制度が整備されることでいわゆるトラストなサイバー空間が実現されるのではないかと。そのようなトラ

ストなサイバー空間が、今後デジタル庁が主導する形で整備されることを期待している。その上で我々も高付加価値なサービスを社会全体に提供していきたい。

小川構成員：今後デジタル庁でトラストサービス全体の検討を進めることになると思うが、技術的な進展に伴って法制度や規定の見直しが必要になることが考えられる。現時点でもブロックチェーンや分散型アイデンティティ、自己試験型のアイデンティティに関する議論がある。認定スキームを今後創設する際には、定期的な要件の見直しを行うといったことを含めて検討してほしい。

小木曾構成員：今後、メディアや関係省庁、経済界を含む関係団体に、本検討会の検討内容について正しく説明をしなければならないという課題感を抱いている。パブリックコメントで寄せられた意見に、e シールの利用が義務づけでないことを確認するものや法的効果について言及したものがあつた。また、周囲と話をしても本検討会の検討内容が正しく伝わっていないという気持ちになることがあり、表面的な理解で影響力のある発言がされることで、議論がかみ合わなくなることもあるため、丁寧な説明が必要だと思っている。現状行われているやりとりに関して e シールの利用が義務づけられたように受け止められてしまうと混乱が生じること、また、法的効果と密接に連携していることが重要なのだが、e シールを利用することで具体的にどのような利点があるのかという、インセンティブが組み込まれた設計をどれだけ説明できるかがポイントとなる。e シール自体を知らない人やトラストサービスに携わったことのない人もいると思うため、具体的な実装段階に入る際には関係する行政省庁に対しても、e シールの利用を義務づけるわけではないことと、一方で e シールを読み切れない現行の規定については改正しなければならないことを丁寧に説明する必要がある。

トラストサービスが活用されるのはデジタル化がなされた後の段階だと思うが、そもそも書面等をデジタル化すること自体が現状の法令において通則的な書き方で位置づけられていないため、トラストサービスについての法制度の大前提としてそういったことを併せて整備することをデジタル庁に期待している。

小田嶋構成員：パブリックコメントの結果について、自動処理による効率化、必要な処理だけを行う適正化、データの授受の三つのポイントがあると思っている。1 点目の自動処理について、e シールを行うことやデータの発出元の確認は自動で処理できることが必要であり、それによってデータのやりとりを機械的に行えるようになることが e シール活用

のメリットでもある。2点目の適正化として、書類によっては電子署名やタイムスタンプが不要なものがあるなど、適正なトラストサービスを選択して使うことが重要だと思っている。3点目のデータの授受については、eシールのメリットを受けるのは主にデータの受信側だが、企業は必ずデータの送信だけではなく受信を行っているため、データの送信側すべてが電子署名やeシールといったトラストサービスを利用すると全員がメリットを享受できる。そのような、最終的にデータの送信側のためにもなるという状況になると良いと思っている。

デジタル庁に関して、特にベースレジストリの整備とともにトラストの枠組みの整備に取り組んでいただきたい。Society5.0やDFFTというキーワードの下でデータの利活用を推進していくことで、日本の生活やビジネスの環境が良くなっていくことを祈っている。

eシールの日本語名を募集していたと思うが、その結果を教えてください。

小松（文）構成員：様々な意見があり、勉強させていただいた。気になってることとして、eシールが面倒なものだと思われぬように、今後利活用や普及、広報に力を入れてほしい。特に中小企業にとっての利用のしやすさや、複数の認証局が存在する中での検証のしやすさについて、また、長期保存のために組み合わせる他の仕組みなどと結びつけて、トラストサービス全体として伝えられると良いのではないか。

デジタル庁へ移行することについては、ここまで頻繁に会議を開催していたため、9月の移行まで検討が止まってしまうか心配をしている。

小松（博）構成員：eシールに係る指針についてコメントをもらうため、自身の監査クライアントに対して説明をしてきたが、eシールを含めてトラストサービスのイメージや実感が無いという印象だった。eシールの仕組みの信頼性に対しても疑いを抱いており、ユーザーサイドの理解が足りていないと感じた。eシールに対するユーザーの理解を深めることは重要だが、ニーズの検討だけでは利用されないとも思う。DXという方針に賛同するクライアントは多かったため、eシールの利用を促すような施策をデジタル庁では併せて行ってほしい。

柴田構成員：eシールに係る指針において、eシールの定義がされたことは、Society5.0を実現する上で大変意義のあることだと思う。

eシールの制度が整備されることは規制ではなく、利用者にとって意義のあるもの。次の二つの点が確保されることでデジタルデータでの処理による業務効率の向上が期待できると考えている。一つはeシ

ルという概念の通用性であり、データの発信側以上に受信側にメリットがあることを踏まえると、デジタルデータのなりすまし防止や完全性担保のために、発信側において当たり前に e シールを行う社会通念の醸成が必要。そのためにはデータの発信側に過度な負担を求めないことが重要であること、特に中小企業においては大量にデータを受信することは少ないことから受信者としてのメリットを享受している意識が薄いことを考慮しなければならない。

二つ目のポイントは安心して利用できること。はんこが実印や認め印など利用シーンに合わせて選択されて利用され、また一つしかないはんこについて管理責任が本人に委ねられる仕組みになっている一方、電子の場合は物理的な個体がなく、さらに技術革新途上であることから効果に不安があるために利用が躊躇されていると思う。e シールについても制度が作られることで一定の基準が設けられ、過去に遡って効果を検証できる仕組みが構築されることで、利用者は安心して利用できるようになる。さらに、e シールが普及することで、データの受信側は必要な情報が自動でスクリーニングされているという安心感を得られる。

デジタル庁には、上述の 2 つのポイントを考慮した上で、e シールを含むトラストサービスの包括的な仕組みの早急な整備、構築をすることを期待している。個人意思の証明である電子署名、存在証明であるタイムスタンプ、発行元証明である e シールの、これらの組み合わせによるユーザー視点での使い分け等に関する指針などが検討されれば、さらにトラストサービスの価値が高まると思う。

渋谷構成員：今年度に入って、特に地方自治体の顧客から、電子契約や電子請求、文書保管といった観点で e シールに関する問い合わせをいただくようになった。一方、e シールに関して様々な機会の説明をする時には、全く認知していない企業や地方自治体がいる実態がある。

今後、本検討会の取りまとめや e シールに係る指針を活用し、具体的なビジネスプロセスの中で e シールをどう活用できるのかという視点で、顧客との間でも e シールに関する検討を深め、可能であればその成果を将来のデジタル庁の制度検討の中にインプットしたい。

袖山構成員：これまでに多数の企業から電子化の相談を受けており、特に最近では様々な電子化関連法案の整備が進む中で、企業の電子化の検討もスピード感を持って進められているように感じている。

紙媒体での取引情報の授受から電子取引に切り替えるという企業が増えていく中で、令和 4 年 1 月以降電子取引データの書面保存ができ

なくなる電子帳簿保存法の改正に対し、納税者が改正への対応を余儀なくされているという状況。データ活用による生産性向上や、内部統制を強化するという電子化の本来の目的を改めて考える良い機会になっていると思う。

DX 投資をした場合に税額控除や特別償却がされるように法人税法の改正も行われており、また 2023 年 10 月からの消費税の E インボイス導入を踏まえ、納税者にも電子化の対応を求める方針で電子帳簿保存法の改正が行われている。納税者においては税務処理を適正にできる方法、利便性の高いツールを検討することが必要になっているが、場当たりの対応することがないように、電子取引を安全に行える環境を政策によって整備してほしい。

電子取引において、そのデータの真正性が担保されることによって安定した経済活動が進められることは確信している。e シールを含むトラストサービス基盤が利便性を考慮して、また、DX を促進させるべく、幅広く利用できる制度となることを期待している。

中村構成員：本検討会が発足した当時は、まだ紙とはんこが当たり前という状況だったが、コロナ禍に直面して議論が活発になった。e シールはまだ制度化には至っていないが、DX で社会が変わった際の基盤の一部になるものであり、将来 e シールが当たり前利用される可能性があるなど、世の中の構造や日本のビジネスの商習慣を変えるインパクトを持っているとと思っているため、制度化に向けてデジタル庁にはうまく引き継いでほしい。

本検討会で行われた議論のうち、特にデジタル庁に引き継いでほしい事項として以下の 4 点がある。まず、法律の条文と技術基準の切り離しについて、法律の中に細かい技術の基準を書くのではなく、変化が早く継続的に点検を行う技術基準と法律の骨格を分けて書くべきということ。また、技術基準は、電子署名法等含め類似の法制度で同様の基準を用いるのであれば、共通的に参照するような書き方とすること。法律の中に見直しのタイミングを書き込むなど、定期的な更改を体制として準備すること。最後に、事実上の基準と規定された基準の区分について対外的に説明できるように方針を整理すること。

e シールを含むトラストサービス全般の法制度を継続的に整備をしていただけると、社会基盤として各企業が商習慣を乗り越えて利用する中で社会も変わっていくと思う。

濱口構成員：今回検討会の意見交換の際に資料 14-2、資料 14-4 に対して構成員のコメントが少なかったのは、それだけ議論が成熟しており、

コンセンサスのとれた内容になっていることの証左だと思う。本検討会での議論の内容をデジタル庁に引き継ぎ、eシールに係る指針で示された方向性にしたがって議論を継続してほしい。

パブリックコメントで寄せられた意見でも、押印廃止等の改革とeシールの制度化が相反するのではないかという危惧が一部あったが、eシールのようなトラストサービスは新たな規制や障壁となるのではなく、今ある規制や障壁を乗り越える手段であると考えている。トラストサービスを取りまく環境が整備されることが、イノベーションやデジタル経済を促進し、Society5.0、DFFT、またその先の未来への礎となることを期待している。

一方で、日本として諸外国の環境に追いつくための議論ではなく、日本が世界に対してこの分野をリードするために必要な制度や、諸外国にない新しいトラストサービスや日本独自の制度が今後積極的に議論されることを願っている。

宮内座長代理：本検討会を通じて、特にeシールの技術的な基準については相当固まった。今後は普及の方法と、eシールの法的な側面の整備が課題になっていくと思う。

普及にあたっては、eシールは意思表示を伴わないような文書にも広く利用できる便利なツールだということを周知し、実際に利用してもらうことが重要。法的な側面としては、通用性と訴訟等の紛争が起きたときの効力の二つがあると考えている。通用性とは、eシールが様々な電子データの流通の場面で有効に利用されることであり、意思表示としての意義をもたない押印を廃止した結果電子文書には何ら措置を行う必要がないという考え方もあるが、措置を行うか行わないかの二分法で議論を進めるのではなく、簡易に使用できるeシールから、厳格な使用方法が要求されるeシールまで、用途に合わせた選択ができるように制度の整備することが肝要だと考えている。

訴訟等の紛争が起きたときの効力については、しっかりした制度を作ることで、eシールが行われたときの不確実性を減らしていくことが必要。今後、国によるeシールの認定制度が作られた際に、認定の有無が裁判官の自由心証に与える影響は非常に大きいと思うが、一方で自由心証である以上、一定の不確実性が残ることになるため、eシールの効力を明確に条文に記載することが理想だと考えている。トラストサービス全体の法制化の一環として進めてほしい。

山内構成員：今後、デジタル化された請求書や電子インボイスがますます発行されることになる。データが本当に取引先から送信されたものなの

か、改ざんされていないかを確認する必要があるため、データの受信側の企業の負担が増していくと思う。また、デジタルデータは自動処理できることから、業務効率を飛躍的に向上させることができる一方で、サイバー攻撃によって改ざんされる可能性や、組織内部で改ざんされる恐れがある。こうした改ざんのリスクから、調達部門や経理担当者は押印された紙の請求書を要求し続けることも考えられる。したがって、デジタル文書の真正性を自動的に検証する仕組み、すなわちトラストサービスのメリットを直接的に享受するのはデータの受信側だと考えられ、大企業や地方公共団体などの経理担当者が、膨大なデジタル文書の真正性を検証する上で、電子署名やeシールの有用性がさらに増すと思う。

しかし、現時点では大企業や地方公共団体はトラストサービスの利点に気がついていないか、あるいは調達部門や経理部門の担当者がその利点に気がついていても声を上げていないように感じている。JIPDECも標準企業コードの登録事業者に送信する請求書や登録書にeシールを行う取組を始め、その取組がメディアに取り上げられたが、データの送信側の取組だけではeシールの普及啓発として不十分。したがって、eシールの普及啓発のために、デジタル化された請求書や領収書を受信する大企業や地方公共団体において、eシールの具体的なメリットを可視化するためのパイロット事業やトライアル事業を行ってはどうか。こうした事業と並行して、日本におけるeシールの認定制度のあり方を検討することが効果的と考える。

デジタル庁や総務省を司令塔とした、国全体としての取組を期待している。

若目田構成員：本検討会で取りまとめられたeシールに係る指針は、トラストサービスの知見が浅くとも理解しやすく、充実した内容になっていると思う。

一元的な法制度やトラスト基盤、認定スキームなどを今後実現していく際には、過度に厳格な要件が設けられることや実効性の乏しい制度になることを防ぐために、ユースケースやアクターを具体化した上で検討すべきではないか。また、パブリックコメントでの意見の提出者や、経団連において意見を募った際に意見を提出した企業を鑑みると、eシールに対する関心が一部の事業者にとどまっているという実情があるため、企業間取引のハブになる企業や、実際に取引に参加するユーザーとなるべき企業のニーズを吸い上げることが重要。

デジタル庁には様々な分野や立場のユーザー企業について、意見集

約やeシールの普及を行うこと、また変化が早いユーザーの事業環境や需要に対して一時的にではなく継続的にモニタリング実施することを期待している。さらに、ユースケースの創出や効果検証を目的とした実証事業や、包括的データ戦略で掲げられているデータ連携を目指すプラットフォームへのトラストサービスの実装の取組をしてほしい。

堅田構成員：本検討会において行われた議論が制度に活かされて、eシールが当たり前のものになることに期待しており、そのために我々も取組を続けたい。

デジタル技術の活用には制度の整備だけではなく、企業や個人といった制度を利用する側にも課題が多いと改めて認識した。意思決定者がデジタル技術を取り入れようとする際には、完璧な状態に固執してしまうことが多いが、本検討会においてはeシールにレベル感を持って議論ができたため非常に価値があると思っている。

広義のリスクベースでの考え方の実践がデータ活用やデジタルトランスフォーメーションにおいて重要だが、実際の企業の営みの中では困難ということもあり、リスクに基づく考え方をできる人材をどのように育成していくかが本当の課題だと改めて感じた。包括的データ戦略においては育成すべき人材として、ハイレベルなデータサイエンティストに加え、実際にデータマネジメントやデータ基盤の整備に携わるデータエンジニアとも言うべき人材についても言及しているため、さらに踏み込んで、経営層も含めたビジネス人材としてデータドリブンの意思決定やリスクベースの考え方を実践できる人材の育成を推進してほしい。

中田構成員：eシールに係る指針が取りまとめられたことで、企業が書類の電子化にeシールを活用することが可能になり、今後はより民間企業におけるデジタル化が推進されていくと感じている。一方、eシールのことを知らない人も多く、またeシールが行われた電子データの安全性だけでなく、eシール自体の使いやすさや利点に関心がある人も多いため、日本文書情報マネジメント協会としても積極的にeシールをとりあげ、活用するメリット等を訴求していきたい。

手塚座長：2020年2月のトラストサービス検討会最終とりまとめの提言を踏まえ、2020年4月に本検討会が立ち上がった。新たに検討を始めることになるeシールがどのような形に取りまとめられるのか当初は不安だったが、一年半にわたり皆様と検討を続け、このような内容にまとめあげられたこと、心から感謝申し上げる。

コロナ禍においてデジタル化が進展しており、またまもなくデジタ

ル庁が発足するというタイミングで本検討会を開催できたことは素晴らしいことだった。本検討会の立派な成果が社会に反映されることを実感している。

eシールはトラストの一要素であるデータの発行元証明の中心的な役割を担うと考えており、eシールに係る指針では具体的な内容が示されているため、この指針を基に認定制度等を検討していくことになると思う。引き続き産官学一体で検討をすることが我が国のトラストサービスの発展、ひいては社会全体のデジタル化につながっていくと思うため、今後ともご協力いただきたい。

⑤ eシールの名称について

事務局：eシールの名称については、「電子印」、「電子印証」、「電子シール」など、トラストサービス推進フォーラムから30以上の案を出していただいた。一部商標登録されているものがあるため、一般名称としての利用が難しいものもあるが、今後、法制度を検討していく中で議論の材料として参考にさせていただく。

高村参事官：法律上の文言として、eシールというローマ字と片仮名の名称は認められないと考えられるため、日本語名の案を募集した。データ戦略においてトラスト基盤を2020年代早期に実装することが目指されているため、今後法律を作る際に活用させていただく。今後議論を重ねる中でeシールの日本語名を決めることになるため、現時点では提出された案の中から、利用するものを選ぶことはできないこと、ご容赦いただきたい。

⑥ その他

田原サイバーセキュリティ統括官より閉会のご挨拶があった。

(3) 閉会

以上